

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業企画運営業務委託仕様書

1 事業名

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業企画運営業務

2 業務委託期間

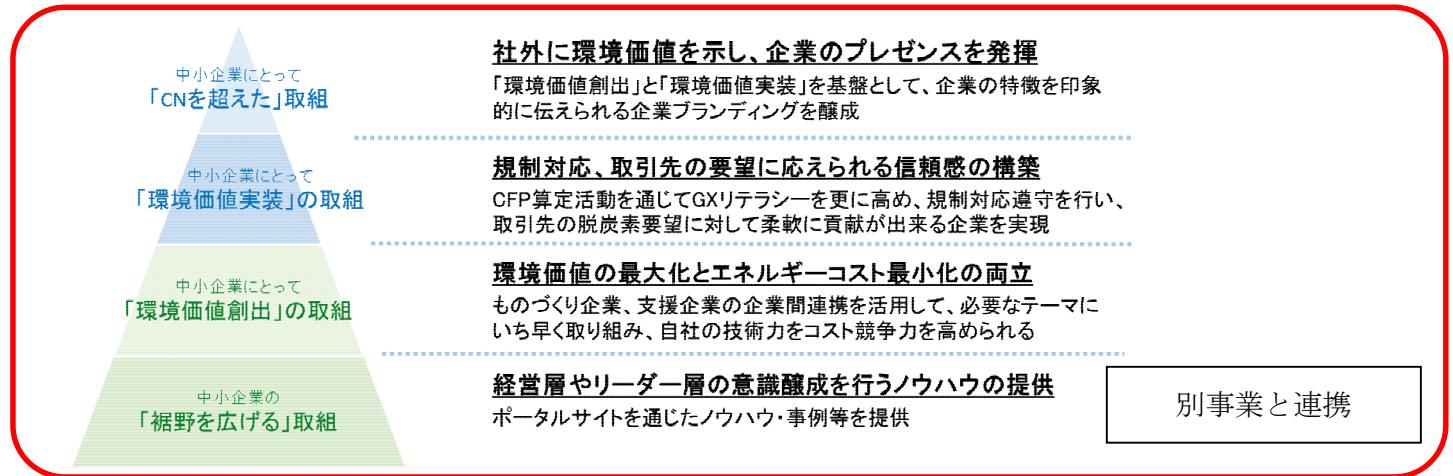
契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 事業の目的

「カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業」（以下「本事業」という。）は、カーボンニュートラルに積極的に取り組む製造事業者をはじめとする県内企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指している。

本年度事業では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、自動車産業を中心に企業のGXの取組を促進し、下図に掲げる段階的な取組により企業のプレゼンスが向上する状態を目指す。

[支援の概念図]



※ 「裾野を広げる」取組に関しては別事業と連携して実施することとし、本事業ではポータルサイトに掲載するコンテンツの提供等を行う。

4 事業の目標

本事業の目標を次のとおり定める。

目標
○ 自動車産業を中心とした県内製造業者が、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向け、主体的に取組を進めていくためのモデルとなる先進事例の創出を目指す。
○ また、創出された先進事例を広く横展開することにより、取組を加速させ、本県がものづくり領域におけるカーボンニュートラル推進のトップランナーとなることを目指す。

5 委託業務の内容

カーボンニュートラルの実現に向け、次の視点を軸に取組全体の組立てを行い下記（1）～（4）の業務（以下「本業務」という。）を実施すること。

視点	取組概要
CFP 算定支援	自動車業界において求められる算定ルールの明確化と個社では難しい排出量の削減支援
企業ブランド向上支援	企業がカーボンニュートラル活動に取り組むことによるメリットを感じられるような、企業ブランディングに繋がる取組
地域独自のカーボンニュートラルプロジェクトの創出	地域ならではの新しいプロジェクトの組成

（1）戦略検討（サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けた戦略）

ワークショップの実施に先立って、本県の主要産業である自動車産業のサプライチェーン構造等の深掘りを行い、重点的に取り組む企業や、取組の範囲及び工程を明らかにする。

県内自動車産業のカーボンニュートラルへの取組状況を把握の上、企業の課題解決に向けた支援策を検討するとともに、取組が進んでいない企業に対しては、広島県環境県民局等が実施するセミナー等、裾野を広げる取組への参加誘導を行うこと。

（目標：新たにカーボンニュートラルに取り組む企業 20 社）

（2）ワークショップ・勉強会などを通じたモデル化創出実証（先進事例・具体的なプロジェクトの創出）

県内企業の個社では解決が困難なカーボンニュートラルにかかる課題の解決を目的としたワークショップ・勉強会を開催し、その課題や解決策の整理を行うとともに、カーボンニュートラルを起点とした新たな付加価値創出につながる実証事業を行い、課題解決に向けた当該モデルの構築に必要な支援を行うこと。

ア 個社では解決が困難であり、業種を問わず連携が必要となる課題について、県内企業の関心の高いテーマを 3 つ以上設定し、各テーマ 3 回以上ワークショップ・勉強会を開催すること。なお、設定するテーマについては、広島県と協議の上決定するものとする。

イ 上記アのワークショップ・勉強会で設定したテーマのうち、1 つ以上の実証を行うこと。

ウ 上記ア及びイの参画企業については、上記（1）により検討した戦略に基づき、新たにカーボンニュートラルに取り組む企業の参画が得られるよう、効果的な募集・周知を行い、参加企業を確保すること。（目標：ワークショップ新規参加企業数 5 社）

エ 開催に当たっての事前準備としては、多様なプレイヤーによる創造的な対話が可能な場となるよう、各参画企業において事前に準備が必要な事項については、参画企業の相談に応じて必要な支援・アドバイスも合わせて行うこと。

オ 実証を行うに当たっては、実証事業へ参画する企業と調整し、本業務の委託料の範囲で必要な支援（再委託を含む。）を行うこと。この委託料の範囲で行う支援については、受託事業者は、あらかじめ広島県の承諾を得るものとする。

カ ワークショップ・勉強会及び実証事業において求める課題・解決策の整理の各水準について以下は以下の状態としておくこと。

- ・ワークショップ・勉強会においては、本業務又は次年度以降において、モデル化創出実証を行うことのできる状態であること。
- ・実証事業で獲得したノウハウや知見及びその取組を進める上での課題等の整理と今後の方向性などについてとりまとめ、効果的な展開手法により県内企業に対し、横展開できている状態としておくこと。

キ 実証事業の構想等の立案にあたっては、取組例として以下のものを参考とし、県内企業の特性・動向を踏まえたものとすること。

【取組例】

- ・企業の投資意欲を促進する仕組みの構築（優先調達、表彰などによるブランディング等）
- ・新規事業の創出やそのための人材育成に繋がる仕組みの構築（大学との連携等）
- ・バイオ燃料の社会実装など、独自性・新規性のあるプロジェクトの構築 など

（3）ポータルサイト掲載のコンテンツ作成

上記（2）の取組により創出された成果や事例を横展開するためのコンテンツの作成を行うこと。

ア 広島県が令和5年度に立ち上げたウェブサイト「ひろしまものづくりカーボンニュートラルプロジェクト」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/cnproject/>)に掲載している、初動支援に係るコンテンツの更新・整備及び必要に応じた新たなコンテンツの拡充を行うことで、企業の取組を加速化させること。

- ・このウェブサイトは広島県で別に準備するサーバ上に移管する予定であり、システムの運用・保守は広島県の責任・負担で行う。
- ・このウェブサイトの更新作業は別で委託予定の事業者が行うため、業務受託者は、広島県の指定する方法によりコンテンツの提供を行うものとすること。
- ・初動支援に係るコンテンツの更新・整備（月2回以上）及び、必要に応じた新たなコンテンツの拡充を行うことで、本事業の活動や国や地方自治体、支援機関などの補助金の情報などをリアルタイムに発信し、企業の取組を加速化させること。
- ・令和7年度までに整備したガイドライン・学習動画・お役立ち情報（補助金等のリンク）との整合性を図ること。

（4）令和9年度以降の事業実施計画等の策定

今後のサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現に向けて、更なる企業間連携の促進や情報の集約などに繋がる仕組み・仕掛けについての仮説を立て、当該仮説の検証を行いながら、令和9年度以降の運営計画を策定すること。

ア 上記（1）～（3）の取組を踏まえ、年度当初において、カーボンニュートラルを起点とした新たな付加価値創出につながる枠組み構築に向けた仮説を立てること。

- イ 上記アの仮説について本業務の実施を通じて検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- ウ 上記ア及びイの進捗状況について、10月中旬までに広島県に対し、中間報告を行い、以後の進め方について協議及び必要な見直しを行うこと。
- エ 業務委託期間の終了までに、これまでの検討状況を踏まえ、令和9年度以降の事業実施のための計画を策定すること。

(5) その他

- ア 上記の業務が連動した実施計画（業務全体のスケジュールを含む。）を設計すること。当該実施計画は、本業務の開始後速やかに広島県へ提出するとともに、月1回定例会を行い、月次で進捗の報告を行うこと。また会議等の開催時には議事録を作成し、県へ提出すること。
- イ 上記（2）のテーマ設定については、県内産業構造や課題を踏まえ、令和7年度までの取組と継続性のあるものとすること。なお、業務の実施に当たっては、国、業界団体及び自動車メーカー等における海外を含めた最新の動向や知見等を踏まえて行うこと。
- ウ 上記（2）の支援については、本業務の委託料に限らず、業務受託者のリソースや国事業（競争的資金等）を活用するケースも認める（ただし、競争的資金等を活用する場合、同一の経費内容については、委託費の対象とすることができない）。
- エ 各参画企業において事前に準備が必要な事項（競争的資金等を活用する場合は、活用に必要な手続を含む。）については、個別での支援も合わせて行うこと。
- オ 本業務を実施するために必要な体制を構築し、責任者、副責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について明らかにすること。
- カ 本業務の運営に当たっては、広島県の方針に従うこと。

6 実績報告

本業務の業務受託者は、業務を完了した日または業務期間終了後10日以内に実績報告書を県に提出すること。なお、実績報告書の構成等については、広島県と協議の上決定するものとする。

7 成果の帰属

- （1）本業務により得られた成果は、原則として広島県に帰属する。ただし、業務受託者が従前より有する著作物又は第三者の著作物については、業務受託者又は第三者に帰属する。
- （2）業務受託者は、本業務の実施のために必要な業務受託者が従前より有する著作権又は第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、業務受託者の責任により対処する。

8 留意事項

- (1) 業務受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) カーボンニュートラルに関して企業が抱える課題や取り巻く環境が異なる中で、実情に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 業務受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 業務受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 委託業務の一部を再委託しようとする場合は、次の点を明確にして、予め県の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託の合理性および必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (6) その他、本業務の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。